

皇室制度に関する有識者ヒアリング（第六回）記録

所 功

〔解説〕 当研究所に着任して間もない平成二十四年七月五日（木）午後、総理大臣官邸の会議室において開かれた「皇室制度に関するヒアリング」（第六回）に「皇室制度史の研究者」として招かれた。

そこで私は、あらかじめ用意した原稿と資料に基づいて三十分ほど公述し、続いて内閣官房の官房副長官・参与及び「皇室典範改正準備室」室長と二十分ほど質疑応答を交わした。その速記録に、少し表現を整えた全文が、九月末現在、首相官邸のホームページに掲載されている。

しかし、右の担当部局では、六回にわたったヒアリングをふまえて、近く政府に報

告書を提出すれば、当面の役割に区切りをつけ、ホームページのデータも早晩消去することになろう。

それは、皇室の永続を念願し、そのために必要な制度の改正が必要なことを主張してきた私にとって、甚だ残念なことである。よって、その全容を皇室制度の研究資料として本誌に掲載して頂くことにした。

念のため、この機会に付記しておきたいことがある。それはいくつもあるが、紙幅の都合で一点のみあげれば、皇室の在り方を論ずる際、最も思いを致すべきは、今上陛下（および皇族）がどのように考えてお

られるか、ということである。しかしながら、それが「皇室典範」（法律）による制度の変更を要するようなことであれば、現行の憲法に「天皇は……国政に関する権能を有しない」（第四条）と規制されているため、天皇陛下が直接ご意向を示されることは難しい。

そこで、私共としては、天皇側近・関係者の言動・著述などから、間接的に忖度するほかない。この点、最も重要だと思われるのは、前侍従長の渡邊充氏が著された『天皇家の執事―侍従長の十年半―』の文春文庫版に加えられた「皇室の将来を考える」との後書きである。

ちなみに、同氏は明治の宮内大臣渡邊千秋の曾孫であり、昭和天皇の御学友昭氏の長男として昭和十一年生まれ、東大卒業後、外務省の要職を歴任。平成七年から宮内庁の式部官長、同八年から同十九年まで侍従長を務められ、その後も侍従職御用掛として今上陛下に近侍されている。

この後書きは「平成二十三年十月」に記され、文庫は同年十二月に出版されている。その中で、「天皇陛下は、十年以上にわたって、この（皇位継承をめぐる）問題で深刻に悩み続けられました。天皇陛下の背負われた責任感の重みと、お悩みの深さは、我々に想像すら出来ないものだったと思います。そのお悩みによって、陛下は夜お寝みになれないこともありました。そのような陛下の様子を心配なさって、皇后さまもお悩みになりました。」（三五二頁）と両陛下の御心境を振り返った後、皇室の現状と将来について、次のごとく記されていることを、私共は心して重く受けとめなければなるまい。

「現行の皇室典範では、内親王さま・女王さま方が結婚なさると、皇室を離れられ

ることになっています。もし現行の皇室典範をそのままにして、やがてすべての女性皇族が結婚なさるとなると、皇室には悠仁さまがお一人しか残らないということになってしまいます。」（三五三頁）

「そこで、例えば、内親王さまが結婚されても、新しい宮家を立てて皇室に残ることが可能になるように、皇室典範の手直しをする必要があると思います。……まず仕組みを変えなければ、将来どうにもならない状況になってしまいます。……これは一日も早く解決すべき課題ではないでしょうか。」（三五四頁）

これは、まことに率直な指摘であり、きわめて具体的な提言である。長く今上陛下の「お悩みの深さ」を間近に実感してこられたが故に、今「まず仕組みを変えなければ、将来どうにもならない状況になって」ゆくことへの危機認識から、「内親王さまが結婚されても、新しい宮家を立てて皇室に残ることが可能になる」いわゆる女性宮家の創設を「一日も早く解決すべき課題」とまで述べておられるのである。

渡邊前侍従長は、従来から同趣の発言を

してこられたが、今回あらためて自著の後書きに明記された。これこそ陛下の御真意に近い、それを示唆されたものであろう、と直感したのは私だけでないであろう。

しかも、これを書かれた十月に、羽毛田信吾宮内庁長官から野田佳彦新首相への「引き継ぎ課題」の説明が行われた。その上、まもなく秋篠宮家の眞子内親王が満二十歳、寛仁親王家の彬子女王が満三十歳、皇太子家の愛子内親王が満十歳となられたこともあって、これらの皇族女子が十数年間に次々と皇室を離れられることへの不安が高まってきた。

つまり、陛下に最も近い渡邊前侍従長も、宮内庁を代表する羽毛田長官も、符節を合わせるごとく、端的にいえば、皇族女子（せめて内親王）が一般男子と結婚されても宮家当主として皇室に残りうるよう、早急に「皇室典範」を改正することができないか、真剣に検討してほしい、と国民にも政府にも問題提起をされたもの、と解して大過ないであろう。

ただ、その際、渡邊前侍従長は、注意深く「この問題は皇位継承の問題とは切り離

して考えるべきで、皇室典範の皇位継承に関する規定（「皇位は、皇統に属する男系の男子」に限定）は現状のまゝ、にしておけばよいのです。仮に将来、結婚された後も皇室に残られた女性皇族の方にお子さまがお生まれになった場合、その方に皇位継承資格があるかどうかは、将来の世代が、その時の状況に応じて決めるべき問題です。」（三五四頁）と述べておられる。

これは、数年前のながい経験をつまえた工夫である。即ち、平成十七年十一月、「皇室典範に関する有識者会議」は、一年近く慎重に検討を重ねて、当時皇太子殿下（四十五歳）と秋篠宮殿下（四十歳）より若い皇族男子が他におられない状況下で、将来的に女性天皇も女系天皇も、また女性宮家も可能とする典範改正が必要である、との報告書を提出した。

その前後から、「万世一系の天皇は男系の男子」という明治の憲法・典範を絶対視する人々が反対の主張を強烈に唱え、決起集会まで開くなど、「国論が分裂する事態を招いた。ただ、その分裂は、翌十八年九月、四十年ぶりに皇男子（悠仁親王）が

誕生されて、いったんおさまった。

確かに、これによって、皇位は三代先（次の次の次）まで「男系の男子」により継承しうる可能性が高まった。従って、「皇位継承の問題」は当分「現状のまゝ、しておけばよいので」ある。

しかし、現行典範の第十二条を変更しなければ、その間に未婚の皇族女子（内親王三名、女王五名）が、次々に一般男子と結婚すれば皇室を離れるほかないから、それを「皇位継承の問題」とは切り離して考える」ことにより、せめて内親王の宮家創設だけでも「可能になるように、皇室典範の手直しをする必要がある」と提言するに留められたのである。

これは、現状を何とか改善してほしい、という切実な思いからの提案として理解できる。とはいえ、私自身は、皇室の永続に向けて、一方で皇位継承は男系男子に限るとした現行規定を当分堅持しながら、他方で宮家は皇族の女子も相続できるように、典範改正を急ぐ必要があると考えるので、その論旨を公述し質疑にも応答した。

（平成二十四年九月三十日記）

〈付記〉 内閣官房は、十月五日、「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」を公表した。その中で「具体的な方策」として、二種三案（IA・IBとII）あげている（全文、官邸ホームページに掲載）。

しかし、そのIAもIBも内親王に一代限りの宮家しか認めない案であるから、皇族の減少を暫く留めるのみで、宮家の永続に役立たない。

ましてIIは、内親王にすら宮家創立を認めず、皇族の身分を離れた後「国家公務員として公的な立場を保持し、皇室活動を支援していただく」という奇妙な案である。

これでは、陛下の心配される将来への不安を解消することにはならないと思われる。とはいえ、現行法律の『皇室典範』を改正するには、衆参両院議員の過半数が賛成しうる案でなければ成立しない。従って、不十分ながら、せめてIA案により、一代限りの内親王宮家を創設できるようにするだけでも実現してほしいと念じている。

（十二月十二日記）

第六回 皇室制度に関する有識者 ヒアリング

○原室長 それでは、時間がまいりましたので、たゞいまより第六回「皇室制度に関する有識者ヒアリング」を開催いたします。

まず、京都産業大学名誉教授であり、また、モラロジー研究所教授の所功先生から御意見を伺います。御専門は日本法制史でございます。

それでは、最初に長浜副長官より一言ごあいさつをいただきます。

○長浜副長官 先生、本日はお忙しいところをお時間をいただき、誠にありがとうございます。今回で六回目となる本ヒアリングは、皇室の御活動の意義や女性の皇族の方に、皇族以外の方と婚姻された場合も御活動を継続していただくとした場合の制度の在り方等について、今後の政府における検討の参考とさせていただくため、開催するものでございます。

今回取り上げる課題は、憲法や法律はもとより、我が国の歴史や伝統、文化等との

深く関連する大変難しいテーマでございますが、各界の有識者の方から幅広く御意見をお伺いし、今後行う制度検討をより実のあるものにしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○原室長 それでは、三〇分程度、最初に先生の方からお話をいただきまして、その後一〇分程度、質疑の時間を取りたいと思います。

なお、この部屋は冷房を一応入れてあるのですが、節電協力ということで二八℃くらいだと思いますので、もし暑いようであれば、上着を取っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○所氏 失礼いたします。私は現在、モラロジー研究所に勤めております所功と申します。よろしくお願い申し上げます。

〈当日の要旨と参考資料〉

先般こちらから、数項目のお尋ねをいただいておりますので、それを踏まえて、別紙に全体の要旨と参考資料を用意いたしました。お手元に配られているかと思えます

けれども、一枚は要旨でございます。もう一つのくりは「宮家の来歴と今後の在り方に関する参考資料」が十枚ほどつづられております。それを用意いたしました。ただ、今日は時間も限られておりますので、重要な論点に絞りますことを、あらかじめお許し願います。

その前に、参考資料の量が非常に多いので、簡単に申し上げます。まず頭(本誌五五ページ)の要旨に続く三枚は、今回陳述する中身の裏づけになる資料です。次の五枚目以降は、先般ある論文に書き著書にも入れました「四親王家と近現代宮家の継承次第」を系図化したものであります。

ついで十枚目は「近代宮家」のうちで、明治天皇の皇女が降嫁しておられる四つの宮家を中心に系図化してございます。さらに最後(本誌四五ページ)は、現在皇室(内廷と宮家)の構成員略系図と、それが将来十年ごとにどういう形になるのかという年齢変化図と、もし「女性宮家」をつくる場合の在り方について、私なりに若干考えるところを图示したものであります。

それでは、大体「要旨」に沿って一部順

不同に申し上げていきたいと思えます。

〈皇室に関する基本認識〉

現在の皇室は、平成に入りましてからも、昭和天皇をお手本とされます今上陛下が中心となられまして、皇后陛下を始め、東宮と宮家の皇族方に協力を得られながら、多種多様な御活動を誠心誠意お務めになっておられます。その御活動は、日本社会に本当の安心と安定をもたらしており、また国際社会からも信頼と敬愛を寄せられる大きな要因になっていると思われま

す。しかしながら、戦後、日本国憲法のもとで法律として制定されました皇室典範は、明治の典範と同様の、かなり厳しい制約を規定するのみならず、更に皇庶子の継承権をも否認しております。そのため、男性の宮家が減少し、皇族女子も次々に皇室から離れていかれますと、これまでのような御活動の維持が困難になることは避けられません。したがって、早急に改善をする必要があると思われま

す。そこで今回、「皇室の御活動の維持のため」ということを主な目的として、「女性

皇族に婚姻後も皇族の身分を保持していたかどうかという方策」に関する意見を求められたのであります。それは時宜を得た有意義な取組みであり、この方策に私は大筋賛意を表します。

ただし、より重い大きな目的は、皇位の安定的継承を可能にすることであり、その関連から、皇族たちの協力による御活動の維持を可能にする方法も考える、という全体的な構想と長期的な取組みが必要だろうと思われま

す。この課題を検討するに当たり心すべきは、重要な皇室の問題だからこそ、想定内の通常方策だけでなく、想定外の非常対策も立てておくことであります。

現に三笠宮殿下の場合、三名の男子が立派に成人されたにもかかわらず、御三男が十年前に四十七歳で急逝され、また御長男も最近六十六歳で病没されました。更に御次男は結婚せずに独立して療養を続けておられます。しかも、孫世代の五名は全員が女性ですから、現行のまま推移すれば、早晩すべて絶家とならざるを得ない状態にあります。

このような事態を六十五年前に予想することは無理だったかもしれませんが、今後はあらゆる事態を予測して、万全の対策に取り組まなければならないと思えます。

ここで少し振り返ってみますと、平成五年に結婚された皇太子殿下のもとに八年間ほど御子がなく、また兄君より三年前に結婚された秋篠宮殿下にも十六年間ほど男子の誕生がありませんでした。そういう状況下で、平成十七年秋、「皇室典範に関する有識者会議」の報告書がまとめられたことは、相応に評価されてよいと思われま

す。もつとも、そこで提示された結論のうち、制度的に女性天皇も継承者の長子優先も認めるという案は、翌年秋に悠仁親王殿下が誕生されて、当面論外となりました。しかしながら、もう一つの女性宮家を認めるといふ案は、七年後の今日、いわゆる結婚適齢期の皇族女子が数名おられますから、できるだけ早く法制化しておくべきだと思われま

す。このような基本認識に立って、現行憲法が第一章に掲げる天皇制度の維持、皇室の永続に関する対策は、さまざまな可能性を

十分に検討することが肝要であります。数年前から皇室への思い入れが強い人々の間で、具体策をめぐって若干の行き違いも見られますが、皇室を敬い、末永く守りたいという原点は、お互いに変わりないでありましょう。そうであれば、単純に「あれかこれか」ではなく、「あれもこれも」検討した上で、総合的な見地から現実的に対策を立て段階的に進めていくことが必要だと思われれます。

そこで、もっとも重要な点を申せば、これは要旨の(2)辺りでありますけれども、「皇位の継承者は皇統に属する皇族」でなければならぬ。つまり、正統な血統と明確な身分を根本要件といたします。この点、現在、「皇統に属する男系の男子」が三代先(次の次の次)までおられますから、典範の第一条は当然現行のまままでよいと考えられます。

ただし、その間にもそれ以降にも、絶対ないとは言えない事態を考えれば、将来は改定する、ということをお忘れはならないと思います。その際に大切なことは、一方で従来の歴代天皇がすべて男系であり、ほ

とんど男子であった、という歴史を重視するとともに、他方で古代にも近世にも八方一〇代の女帝がおられ、また大宝令制(七〇一年)以来、「女帝の子」も親王・内親王と認められてきた、というユニークな史実も軽視してはならないことでもあります。

しかしながら、当面の課題は、いわば本家の皇位継承に関する問題を別にして、いわば分家に当たる宮家の存続方法について、改善策を見出すことにほかなりません。そのために、今春から既に五回、この会議でヒアリングが実施されております。

その議事記録を全文熟読させていただきました。それによれば、十名すべて、象徴天皇の存在意義と皇室活動の役割を積極的に評価されております。また、当面の改善策として諮問されました「女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持していただくという方策」については、ほぼ七名が賛成され、三名が反対しておられます。この約七対三という前者への高い支持は、最近報道された共同通信などの世論調査にも、近い数値が示されております。

そこで、要旨の(4)辺りですが、私

はこの方策におおむね賛成する立場から、その理由を説明させていただきます。

〈近世と近代の宮家〉

まず、宮家の歴史を簡単に振り返ってみますと、八世紀初め以来の大宝令制では、天皇の兄弟(姉妹)と皇子(皇女)を親王(内親王)と定めておったわけでありました。しかし、平安時代に入りますと、一方で皇子(皇女)に生まれても臣籍(源氏など)に降下せしめられ、他方で皇孫以下に生まれても親王の宣下をこうむれば親王と称しうる、という例が開かれました。

しかも、中世には、皇子以外の皇族でも、時の天皇の猶子、つまり名目養子となり、親王宣下をこうむって宮家の称号を賜るのみならず、それを世襲する例が表れました。そのうち、近世から近代まで続いたのが、いわゆる四親王家であります。

その四親王家がどのように世襲されてきたか調べてみますと、皇位と同様、男系男子が継ぐことを慣例としてきました。これは参考資料に詳しい継承次第系図が入れてありますので、後ほどご覧いただけたらと

存じます。

しかしながら、正室の嫡子だけではなく、側室の庶子も公認されていた時代ですが、それでも実子による相続ができないため、天皇の皇子や他宮家の王子を養子に迎えた例が少なくありません。とりわけ桂宮家の場合、初代の智仁親王以後一〇代のうち、実子は三例のみ、あと七例は養子であります。しかも、途中で長らく、当主がおられない空主になっていた時期があり、幕末に至って、同家の家臣から要請され、文久三年、西暦一八六二年に、孝明天皇や皇女和宮親子内親王の姉に当たられる敏宮淑子内親王が第一代の当主に就任しておられます。ただ、早く婚約していた閑院宮第五代の愛仁親王に先立たれ、一生独身を通されましたから、明治十四年（一八八一）、その薨去により絶家となつてしまいました。

次いで近代の宮家を見ますと、幕末から明治時代に設立された十以上の宮家当主は、ほとんど伏見宮家第二〇代邦家親王の王子たちであります。しかも、初めは一代か二代限りとされていましたが、やがて明

治二十二年制定の皇室典範により、永世皇族とされました。

ところが、それに対しまして、実は明治天皇もそうだったのですが、内大臣の三条実美、宮内大臣の土方久元、司法大臣の山田顕義などが、将来的に品位の低下と負担の増大を招きかねない、と危惧の念を抱き反対しております。そして、間もなく皇族の総数が過多となる現実を改めるために、明治四十一年、皇室典範増補によって、親王以外の王が臣籍（華族）に下るとか、また華族の養子となる道を開いております。

しかも、大正九年（一九二〇）には、宮家当主であっても王の五世以下はすべて臣籍に降下しなければならないという「皇族の降下に関する施行準則」ができあがりました。これによって、明治典範の永世皇族制は、実質的に否定されたのであります。

その一方、明治天皇は直系の血縁を重視されまして、四方の内親王（昌子・房子・允子・聡子さま）を近代新設の四宮家（竹田・北白川・朝香・東久邇の各宮家）に降嫁せしめておられます。しかも、東久邇宮家には昭和天皇の御長女（成子内親王）も

降嫁されております。したがって、現皇室との血縁関係を、従来どおり男系（父系）だけでたどれば、伏見宮系の全宮家は四十親等くらい離れておりますけれども、女系（母系）のつながりも重んじて考えれば、明治天皇の皇女を一世として、降嫁四宮家の母系子孫たちに大正九年の準則を当てはめますと、玄孫の四世も、つまり現在殆ど三十歳代の方々であります。れっきとした皇族と認められることとなります。

〈戦後の宮家と旧宮家〉

更に戦後の状況は、GHQの皇室弱体化政策によって、昭和二十二年（一九四七）、天皇の直宮を除く伏見宮系の十一宮家に属する皇族（男女五十一名）が全員一斉に皇籍離脱を余儀なくされました。これは甚だ遺憾なことです。五年後（昭和二十七年）の講和独立直後、その全員が希望者を皇籍に復帰できるようにすべきであった、と思われがちであります。

ところが、昭和二十九年、神界の指導的な言論人が書かれたものを見ましても、皇位継承は男系男子が原則なのであるか

ら、「皇庶子の継承権を全面的に否認したのは同意しがたい」と批判しておられま
す。その上で、「事情のいかんに拘はらず、
君臣の分義を厳かに守るために……元皇族
の復籍といふことは決して望むべきことで
はない」と厳しく注意をしておられます。

その影響もあつてか、旧宮家の復活論議は
長らく遠慮されてきたように思われます。

それが約半世紀ほど経ちますと、平気で
主張されるようになりました。例えば八年
ほど前、ある若い保守系の論客は、「男系
継承の原理を守るための安全装置」とし
て、もはや「側室制度の復活は望めない」
のであれば、結局、「旧十一宮家の方々に
皇籍に戻っていただく以外に方法はない」
というようなことを繰り返し述べておられ
ます。確かに、側室制度は既に昭和天皇が
摂政時代に女官制度を改革して否定された
ことでもありますが、それによって男子
を得ることは許されません。一方、旧宮家
の復活論も君臣の分義を厳守するために
は、望ましいことだと思われません。

ただ、皇室の将来を考えれば、さまざま
な可能性を探る過程で、旧宮家子孫の復活

も一つの案として具体的に妥当性を検討さ
れたらよいだろうと存じます。その場合、
もし男系のみこだわらなければ、旧宮家
のうち、前述のとおり、明治天皇の四内親
王が降嫁された四宮家において現存する御
子孫、及び今上陛下の御生母（香淳皇后）
が出られた久邇宮家の御子孫は、母方を通
じて現皇室との関係が極めて近いわけで
す。したがって、その方々を優先的に検討
対象とすることも考えられたらよいと思わ
れます。

ほかの旧宮家、更に旧華族も含めて、そ
の子孫たちは皇室への理解が深く、立派な
人格を備えた方が多いであります。そ
うであれば、今後結婚される皇族女子の伴
侶が選ばれる際、その中から有力な候補に
なられる可能性もあるかと思われま

す。しかしながら、一口に旧宮家の子孫と言
っても、大正の準則を適用されて、戦前に
情願という形をとって降下した方々の子孫
とか、また戦後、離籍後に養子として他家
を継がれた方の子孫などもおられます。更
に嫡子と庶子の区別まで考えますと、それ
らの方々を特定して、皇籍の取得を法的に

実現するようなことは、なかなか容易でな
いだろうと思われま

〈皇族女子が当主の宮家〉

そこで、あらためて歴史に学び、現実を
正視しながら、将来への展望を開こうとす
れば、中核的な皇位継承の原則は当面従来
どおりとした上で、周縁的な皇族女子の処
遇について、「婚姻後も皇族の身分を保持
していただくという方策」を早急に実現す
る、という課題の解決から着手するのが当
然でありま

す。まず、現行典範の第十二条が続く限り、
皇族女子は一般男子と結婚なされば、皇族
の身分を離れることとなります。ただ、皇
室経済法を見ますと、第六条に「皇族の品
位保持」のために皇族費が定められており
ます。その中に「独立の生計を営む親王」
だけでなく、「独立の生計を営む内親王」
の項があり、また「女王」の年額も「内親
王に準じて算出」とあります。つま
り、内親王も女王も、親王や王と同じく、
独立の生計を営むことが想定されておりま
す。そして、もしその方に宮号を賜れば、

いわゆる女性宮家ができません。

しかしながら、それは皇族男子の桂宮宜仁親王殿下のように、皇族女子が結婚しないで独立されるケースかと思われまます。そうであれば、その子孫が得られませんが、一代限りで終わってしまっています。この点は、最近かなりの人々が考えておられる一代宮家論も同様であります。皇族女子のみが皇族身分を保持しても、結婚相手の夫とか、あるいはその子どもを皇族と認めなければ、後が皇族として続かないわけですから、一時しのぎの不適切な案と言わざるを得ません。

したがって、現状程度かもう少し多い十前後の宮家を確保し、末永く維持していくには、当面まず女性宮家の設立と相続を可能にする必要があります。

この女性宮家を認められる皇族女子は、その範囲が問題になります。要旨の(7)通りであります。私は原則として、一世と二世の内親王だけでなく、三世以下の女王も全員可能とした上で、典範の原則にもあります直系・長系・長子を優先する方針により、御本人の意向や当代の事情を考慮しな

がら、皇室会議で検討して承認を得れば、辞退することができると、という運用の工夫も必要であろうと考えております。

これを失礼ながら、現在の方々に当てはめてみますと、未婚の皇族女子は内親王が三名、女王が五名おられます。そのうち、今上陛下の孫に当たる三名の内親王は、まず秋篠宮家の御長女が同家を継がれ、御次女が新しい宮家を立てられる。次いで皇太子家の御長女が新しい宮家を立てられるようにすることです。

一方、三笠宮殿下の孫に当たる五名の女王のうち、寛仁親王家の御長女及び高円宮家の御長女は、それぞれ同家を継がれる。ただ、他の次女や三女は、姉君に代わって同家を継がれるということもありましょうが、原則として長女以外、皇族の身分を離れられてもよい、ということにしておく、という考えです。

更に、そうして設けられる女性宮家は、現行の男性宮家のような永世皇族としない方がよいだろうと思えます。やはり将来、それが増え過ぎることを防ぐためには、各宮家の相続者以外は順次皇籍を離れる、と

いうような調整の準則をつくっておくべきであろうと考えております。

〈女性宮家の在り方〉

このような女性宮家の設立は、確かに前例がありませんから、いろいろ慎重に配慮しながら実現する必要があります。ただ、皇室の歴史を広く見渡せば、古代にアジアで初めて皇太后を女帝とし、初めて藤原氏を皇后に立て、中世まで前例のなかった男性宮家を設け、そのうち数家を世襲親王家とし、やがて桂宮家では皇女を養子に迎えて当主としましたが、これらはいずれも新例を開いたこととなります。

この女性宮家では、皇族女子が当主となつて独立の生計を営みますから、結婚する男性は入夫として皇族の身分を得ますけれども、当主になることはなく、もちろん皇位継承の資格を認められません。これは一般の家庭において、娘に他家から迎える男性を当主とする、いわゆる婿養子とは立場が異なります。

それに反対する人々から、女性は祭祀を行うことができないから当主にすべきでな

いとか、男性は世俗的な野心を持つているから皇族にしてはならない、というようなことが言われております。しかしながら、それは単純な誤解ではないでしょうか。

申すまでもなく、宮中祭祀に最も奥深く奉仕するのは「内掌典」と称される女性であります。また、伊勢神宮で大宮司より上に立つ「祭主」を務めておられるのは、元内親王にほかなりません。更に今や全国的に女性の宮司も少なくありません。

およそ祭祀、お祭りというものは、宮中であれ民間であれ、男性も女性も、けがれないように心身を清め、真心を込めて奉仕をすることこそ、本質的に重要だと思われれます。

もう一つ、世俗的な野心を持っている人は、恐らく男性だけでなく、女性の中にもないとは限りません。それゆえに従来、皇族男子の結婚相手は、一般女子の中から最もふさわしい方を選び抜き、皇室会議の議を経て、決定されてきました。それと同様に、皇族女子の結婚相手も、男子の中から最もふさわしい方を探し求め、その際、旧宮家や旧華族の子孫に適任の男性があれ

ば、選ばれる可能性も高いでしょうが、その方を皇室会議で吟味して決定するようにすべきだと思います。

そこで重要になるのが、皇室会議の役割であります。現行の皇室典範によれば、皇室会議の議員は皇族二名と三権の代表者八名からなり、やや形式的な役割しか果たせないことになっております。しかしながら、第十条の「立后及び皇族男子の婚姻は皇室会議の議を経ることを要する」という規定が改正され、男子にも女子にも適用されるならば、とりわけ皇族女子の婚姻により宮家を設ける場合、より実質的な審議を尽くすように運用してほしいと思います。

さらに、宮家の設立とか相続などは、天皇及び皇族たちにとってお身内の重大事でありますから、御希望や御意見を持つておられるに違いありません。その御意向は皇室会議の議員である二名の皇族を通じて、会議に伝えられることも可能でありましょう。しかし、むしろ議長の総理大臣が皇室に出向いて御意向を承り、それを会議で最も尊重してほしいと考えております。

〈離籍皇族の在り方〉

最後であります。先般のヒアリング記録を見ますと、皇族身分を離れても皇室関係のお仕事をしていただくために、婚姻後も内親王・女王の称号を用いられるようにするという案を支持する声が少なくありません。これは、旧典範の第四十四条にヒントを得たものでありましょう。

しかしながら、当時の「皇室典範義解」によれば、「皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列にあらず。仍、内親王又は女王の尊称を有せしむること、必ず特旨あるをまつは、その特に賜る尊称にして、その身分に依るに非ざるなり」と特に注意しています。つまり、臣下（当時は華族）との結婚により皇族という特別な身分を離れる女子に対する例外的な措置です。

そのために、約半世紀余りの旧典範時代に特旨を賜った実例を探しましたが、大正九年、朝鮮王公族と結婚されました梨本宮家出身の方子女王への「お沙汰」以外には見当たりません。

どれほど高貴な方でも、一旦皇室を出られたら、現行憲法のもとでは一般国民とな

つてしまわれます。その方々に身分としての内親王あるいは女王という称号を便宜的に尊称として認めれば、皇室と国民の区別を曖昧にする一因となりかねません。したがって、こうした方法を安易に用いることは適切でないだろうと思われれます。

また、皇族女子であっても、結婚されましたら、その嫁ぎ先でのお仕事に主力を注がれるのが当然でありましょう。そういう元皇族の方々に、それより重い皇室のご活動を公的に担っていただくことを制度化すれば、かなり無理をしいることになりかねません。

しかしながら、皇室に生まれ育って外へ出られました元内親王や元女王は、現皇室に最も近い大切な存在であります。そういう方々は、現に名誉職的な役割を数多く引き受けておられますけれども、更に皇室の多様な活動を外から支え助けることのできる公的な任務と待遇を明確にしておくということは、現実的に意味があることであろうと考えております。

以上で公述を終わらせていただきます。

○原室長 ありがとうございます。それは、ただいまの御意見に對しまして御質問がございましたら、お願いいたします。

○齋藤副長官 ありがとうございます。齋藤です。

先生のお話の最後の部分ですけれども、外から支え助けることができる公的な任務と待遇ということですが、そのことについて、もう少しお考えをお示しいただければ、ありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○所氏 必ずしも十分な具体案を考えておるわけではありません。けれども、たとえば、御承知のとおり、伊勢神宮の祭主は元内親王である北白川房子さまから鷹司和子さま・池田厚子さまへと、ずっと元内親王が続けてこられました。最近、来年秋の式年遷宮を控えて、黒田清子さまが「臨時祭主」に就任されました。

神宮の祭祀は皇室祭祀の延長線上にあります。戦後法的に宗教法人たる伊勢神宮のお祭りであっても、天皇からお預かりしている伊勢神宮のお祭りですから、今上陛下の皇女であられた清子さまが、重要な式年

遷宮祭などを祭主としてお務めくださるということとは、皇室のためにも日本のためにもありがたいことだと思えます。

その場合、祭主のお務めがどういうものであるかということ、これは単に伊勢神宮の問題としてではなくて、むしろ皇室の問題、国家の問題として、その任務と待遇はどうするかということ、やはり十分に考えて進める必要があります。そういうこともきちんとすれば、皇室に留まっておられる方になさること、皇室を出られた方々がお皇室に関連しておできになることが、いろいろあると思われれます。

そういうことを一つひとつ吟味をしながら、それに伴ういろいろ法的・人的・経済的な問題もあると思えますが、それをしっかりと検討の上でやっていくならば、殊更に尊称を保持されなくても、その役割を十分に果たしていただけるであろうと思っております。

○齋藤副長官 ありがとうございます。

○原室長 ということは、内親王・女王という称号は身分に伴うものであると。よって君臣の別みないなものが混乱してしまう

ことになるから問題がある、ということでございますね。

○所氏 そうです。皇室というのは、制度的にみますと、天皇のもとに皇族という特別な身分によって構成され、我々一般国民とは全く違うわけです。もちろん、その間に、重なる部分も若干あるんですけども、それを不明確にしますと、国家の根本的な秩序が揺らいでくるおそれがあります。そういう意味で、かねてから君臣の分義というような言い方で、先人たちはこれをしっかりと区別してきたわけです。

しかし、特別な身分を離れ、それに伴う称号をなくされても、元皇族・旧宮家の方々に対しては、今なお国民の多くに強い尊敬の念があります。それどころか、旧華族や名家・老舗に対しても、敬意を払う国民が少なくありません。それはそれで大事なことです。むしろだからこそ皇室の中におられる身分の方とは違うということをはっきりしておきまないと、議論が横へされるおそれもないとはいえません。

世の中はすべて善意に進んでいく場合ばかりではありませんから、それが良くない

方向へそれて悪用されるということになれば、それは皇室にとっても国家にとっても由々しきことになりかねないという懸念を持っておりま。

○原室長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

○竹歳副長官 先ほどのお話の中で、皇室の歴史を振り返ると、新例を幾つか開いてきたと。何を大事にするかというのが、この新例を開くか開かないかという点で意見が分かれるところではないかと思えます。

今の尊称に絡むわけですけれども、旧典範四十四条に規定があつて、一つの質問はなぜその例外が認められていたかということと、二つ目に今はそういう例外的な状況に当たるとはどうか。新例を開くという意味では、君臣の身分を分けるというのは大事だとおっしゃいましたけれども、ここで新例を開いてもいいのではないかということについては、どうお考えでしょうか。

○所氏 まず前者の例外ということにつきまして、明治二十二年にできた皇室典範を議論する過程でもいろいろな意見があつたようであります。それが四十四条で認めら

れているのは、典範義解をみますと、近世にその例があるということでありま。しかし、江戸時代までは、皇女でも天皇の宣下を受けて内親王の称号を賜り、摂関家や将軍家に降嫁後も皇族の身分にありましたから、それに伴って内親王の称号を保持していたのは当然のことでありま。

けれども、明治以降、皇女に生まれると直ちに内親王となる一方、臣籍に降嫁すれば皇族の身分を離れることになりました。このように明治以前と以後では制度の背景が違つたわけです。

それゆえに、新しい明治の皇室典範で、そういう尊称を認めるということは特別な殊遇だということを示すため「特旨により」と断つてあります。そこで実例はほとんどないに等しいのです。

唯一あるのは、難しい例でありまして、韓国の王公族のもとに結婚されることになった梨本宮方子女王の場合、これは既に大正七年の皇室典範増補において、皇族は王公族と婚姻できるということを決めておりましたから、ほとんど王公族も皇族扱いと言つていいわけですけれども、なおいろいろ

ろな事情があつて、大正九年の挙式直前に「お沙汰」をもつて女王を称せしめられることになりました。これはまさに例外中の例外であろうかと思ひます。

そのような従来の在り方をみますと、最近にわかに言われておる、尊称を維持することによつて皇室活動を続けていただく、という目的とか役割とは意味が全然違つてとがわかります。

そういう意味で、さつき申しましたように、皇室の御活動を分担されるのであれば、やはり皇族の身分を保持される必要があります。身分を保持されることによつて、女性皇族としての役割を存分に続けられます。そうでなくなれば、外に出られ元皇族として、それなりのお役割を果たしていただくということができません。

それにもかかわらず、皇族の身分を離れても、尊称を保持すれば、皇室の活動ができるのだから、女性皇族などは要らない、という議論は全く成り立たないと思ひます。身分を保持されたまま、皇族として活動されるということは、まるで意味合が違います。こういうことを明確にしておかな

いと、議論がそれてしまふと思ひます。

○竹歳副長官 皇女和宮さんは内親王でいらつしやうたんですか。

○所氏 そうです。先ほど申し上げたとおり、平安以降、天皇のお子さんに生まれられた皇女でも、宣下を蒙らないと内親王を称することができませんでした。しかし、その方が降嫁されても、内親王の身分を保持しておられたのです。

そういうことから、皇女和宮さまも万延元年（一八六〇）十五歳で將軍徳川家茂への降嫁が決まつた翌年、兄君の孝明天皇から内親王の宣下を受け、皇族身分のまま江戸へ下向されましたから、内親王号を当然そのままもつておられます。

ちなみに、皇后陛下といえども、明治以前は「皇后殿下」と言つたのです。そういう時代の変化というものを、特に明治以前と以後との制度的な違いをはつきり分けて考えまさんと、議論が混乱するだろうと思われまふ。

○園部参与 園部でございます。どうも本日はありがとうございます。副長官の質問と重なるかもしれませんが、三点御質問

を申し上げます。

明治より前の時代に四親王家という御存在で運営されていた時期があつたと思ひますが、当時の人々にはどのような御存在として受け止められていたのでありましようか。例えば、どのような御活動をされていらっしゃる方々というように見られていたのでしょうか。

○所氏 これもいろいろな研究がございます。更にまだ研究をする必要がありません。いわゆる宮家ないし親王家というのは、皇位を継承する備えとしてつくられたのだと見られがちです。しかし、それは結果としてそういう役割も果たしたということとです。

例えば、四親王家で一番古いのは伏見宮家でありますけれども、できた当初はそういう目的ではなく、不遇な方への一種の救済措置です。ただ、まもなく後花園天皇を出すことになりましたから、皇統の備えという役割を果たし、やがて非常に重視されるようになりました。

まして江戸時代には、その四親王家の一つとして、新しく閑院宮家がつくられまし

た。これは、明らかに皇統の備えとして、そういう宮家が必要だということであつて、既に伏見宮家や、有栖川宮家・桂宮家があるにもかかわらず、なぜ閑院宮家がつくられたのかと言えば、皇族の控えとしてですが、世襲親王家の存在についての認識は、いろいろな考え方が混ざっていたと思います。

詳しく申せばきりがありませんけれども、親王家の存在は、結果的にみますと、確かに皇統の備えとして重要で、

ただ、その背景として、困窮した朝廷では、多くの皇子・皇女を出家させ、皇室の経済的な負担を減らされました。それによつて皇族が余りに減り過ぎますと、せめてこの親王家だけは何とか世襲で残していこうということになりました。そういう意味で、世襲親王家の存在というものは、それなりに理解され、評価されておったと思われる。

○園部参与 どうもありがとうございます。第二問ですが、皇室の歴史の中で、天皇という御存在の御活動と、いわゆる四親王家の御活動とは、どのように関連し合っ

ていたか。先ほどと重なりますが、時代によつて異なるとは思いますが、例えれば文化的な御活動の交流など、何か典型的な例、あるいはしばしば見られた例などがおありであれば、御教授をいただきたいと思ひます。

○所氏 この四親王家に限らず、皇室を取り巻く方々が、文化的に果たされた役割は非常に大きいと存じます。古来の皇族および公家などは、皇室文化の担い手でありました。和歌とか書道とか音楽とかいうようなものを、各家々で家職として世襲的に受け継いでおられました。

私の知っている例で申しますと、後桜町天皇という方が歴史上最後の女帝でおられます。この方は非常に和歌が堪能であられました。それも実は有栖川宮家の職仁親王から非常に丁寧な御指導を受けられました。それで古今伝授などの秘伝もマスターされて、それを後に伝えられるという役割も果たしておられます。

そういう意味で、皇室の伝統的な文化を担つてこられたのは、歴代の天皇を中心として、お身内だけではなくて、世襲親王家

を含む皇族方、その周縁の血縁関係の深い公家の男女、そういう方々が互いに分担し協力してこられた。そうして皇室文化というものを形成し継承してこられた、と云つてよいだろうと思ひます。

○園部参与 最後に、女性皇族方が皇族の身分を離れられた後に、尊称をお持ちにならずに皇室の御活動を行われる場合があると思ひます。

国民はそうした御活動を皇室の御活動として受け止めることになるでしょうかというのと、あるいは皇室の御活動として自然に受け止められるようになるためには、何か適切な方法があるでしょうか。

○所氏 この点は最初に申し上げましたとおり、皇室に身分として残っておられる方と皇室を出られた方は、明確に違つており、例えば皇室費の適用があるかないかということも含めて、まるつきりかわつてきます。外へ出られた方の場合、そういう待遇の問題なども十分に考えなければいけません。

とはいえ、従来以上に皇族の数が減つており、皇室の外に出られた方もそう多くな

いわけであります。そういう方々に皇室の御活動や皇室に近い御活動を支え助けていただくためには、どのような人的あるいは財政的な措置が必要かということを中心に検討した上でないと、一概に申せません。

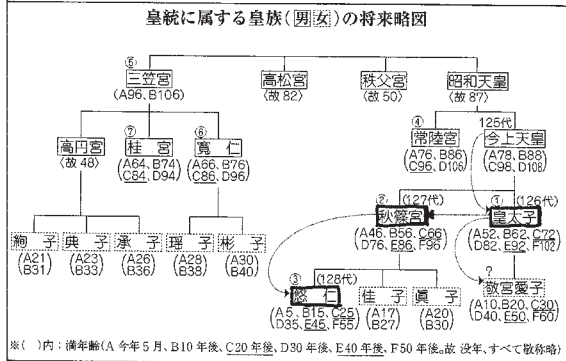
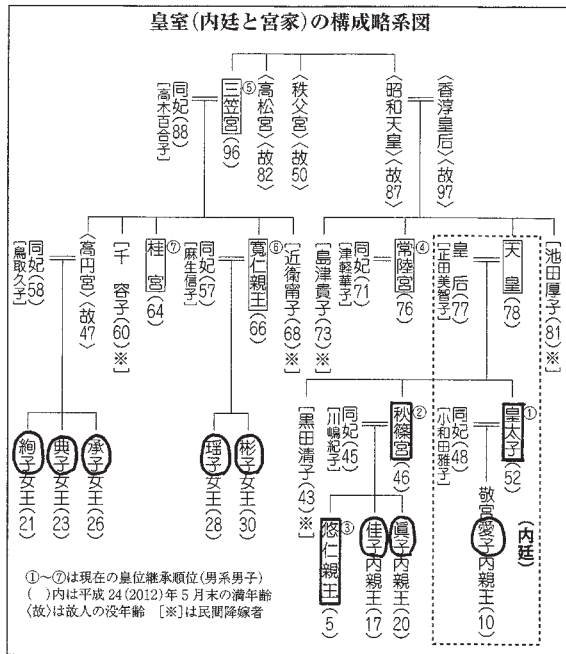
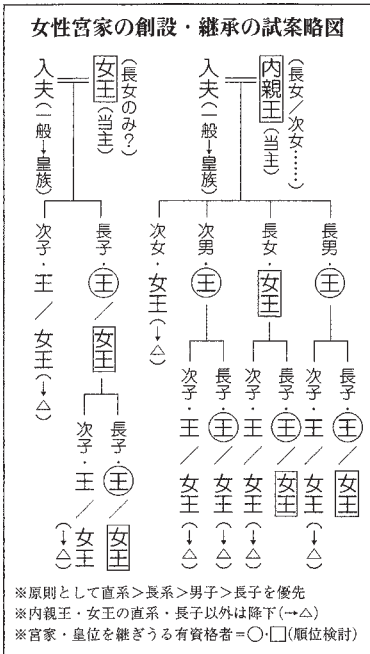
けれども、国民の多くは、そのような方々があえて尊称を保持されなくても、元内親王・元女王ということで、それ相応に尊敬を持ち、その役割を理解するだろうと思います。

それは現に、たとえば元内親王である方々が伊勢神宮の祭主を務められることをみましても、私はまたまた伊勢にしばらくおりましたが、格別なる尊敬の思いを持って、祭主さまをお迎えしておりました。そういう思いは多くの国民に今なおあるだろうと思っております。

○**園部参与** どうもありがとうございます。

○**原室長** それでは、時間がまいりましたので、ヒアリングを終わりにしたいと思います。*(下略)

*公述の部分に小見出しを加え、表現を少し整えたところがある。

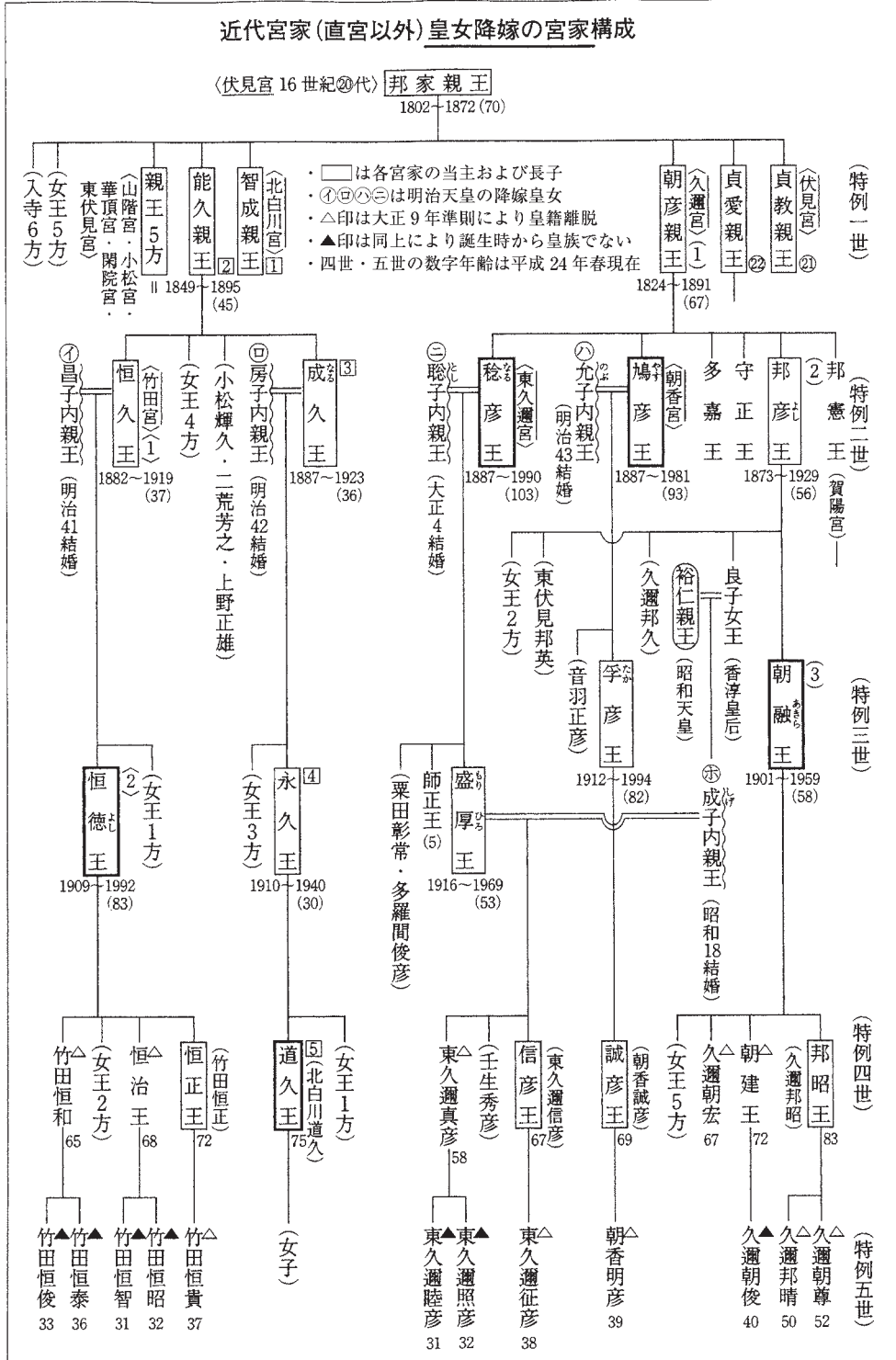


こうしてんげんじよせいみやけ
皇室典範と女性宮家——なぜ皇族女子の宮家が必要か

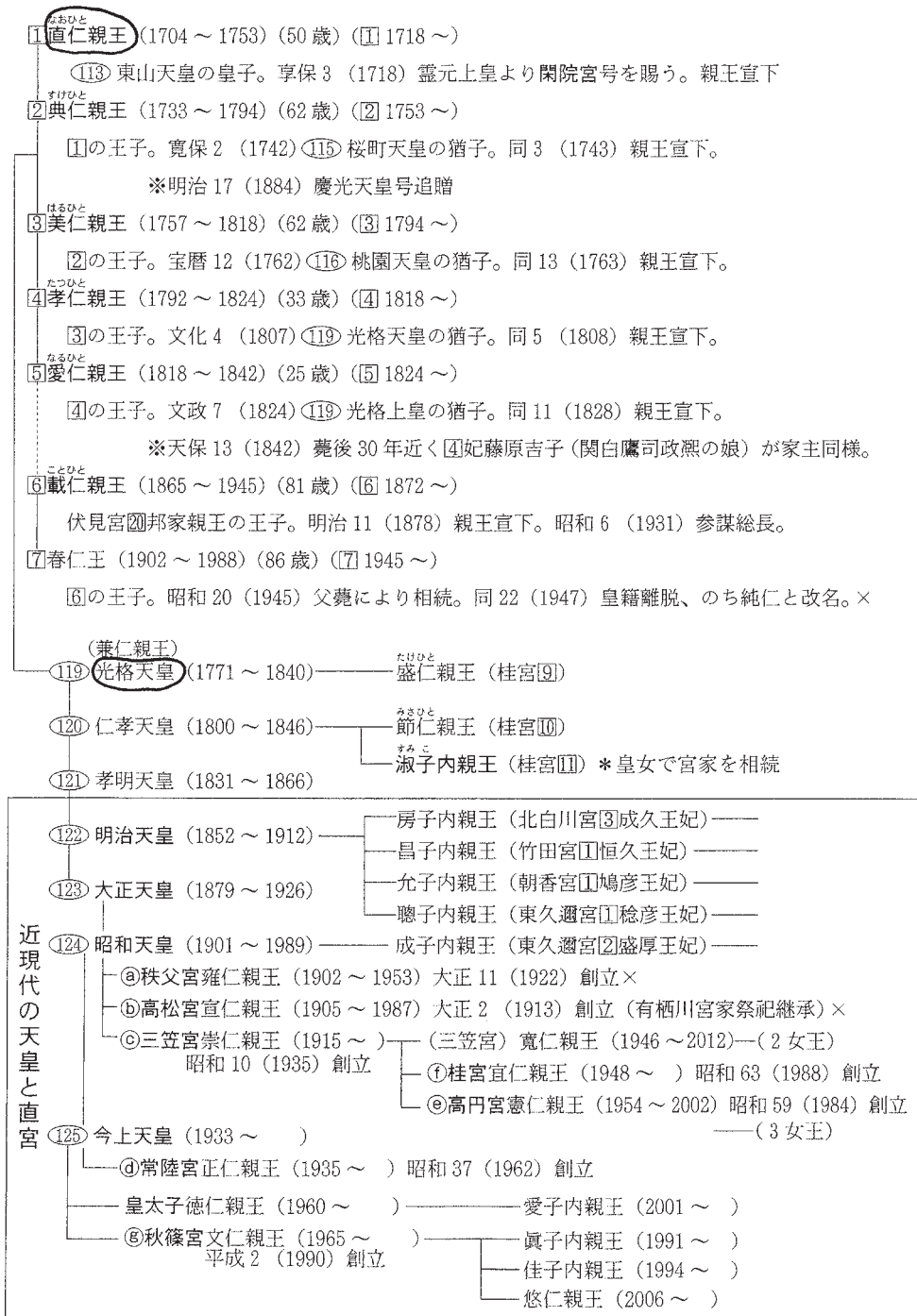
2012年6月21日 初版第1刷発行
 著者 所 功
 発行者 池嶋洋次
 発祥所 勉誠出版株式会社
 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-20-6
 TEL: (03)5215-9021(Fc) FAX: (03)5215-9025

近代宮家(直宮以外)皇女降嫁の宮家構成

〈伏見宮 16世紀⑳代〉邦家親王 1802-1872 (70)

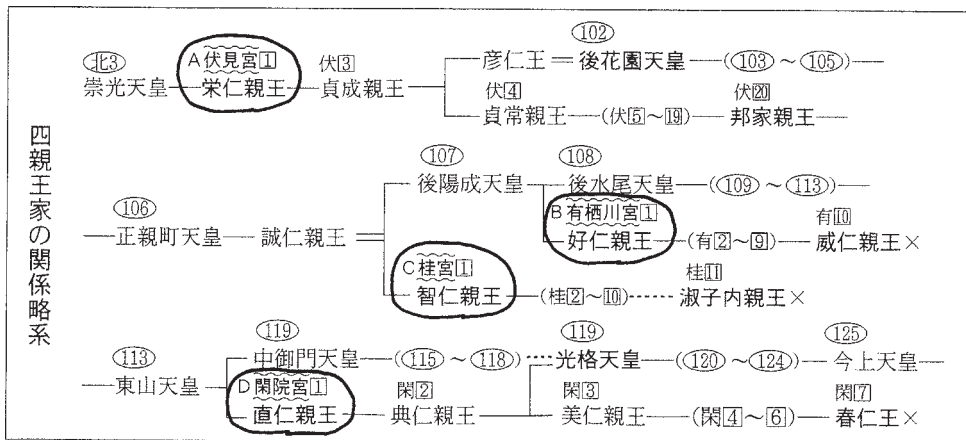


D 閑院宮家



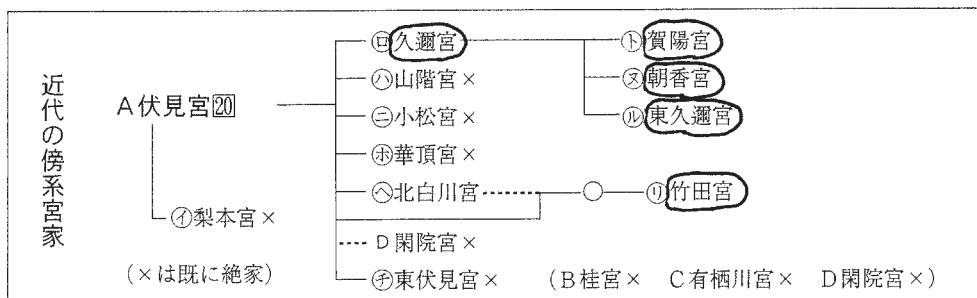
C 有栖川宮家

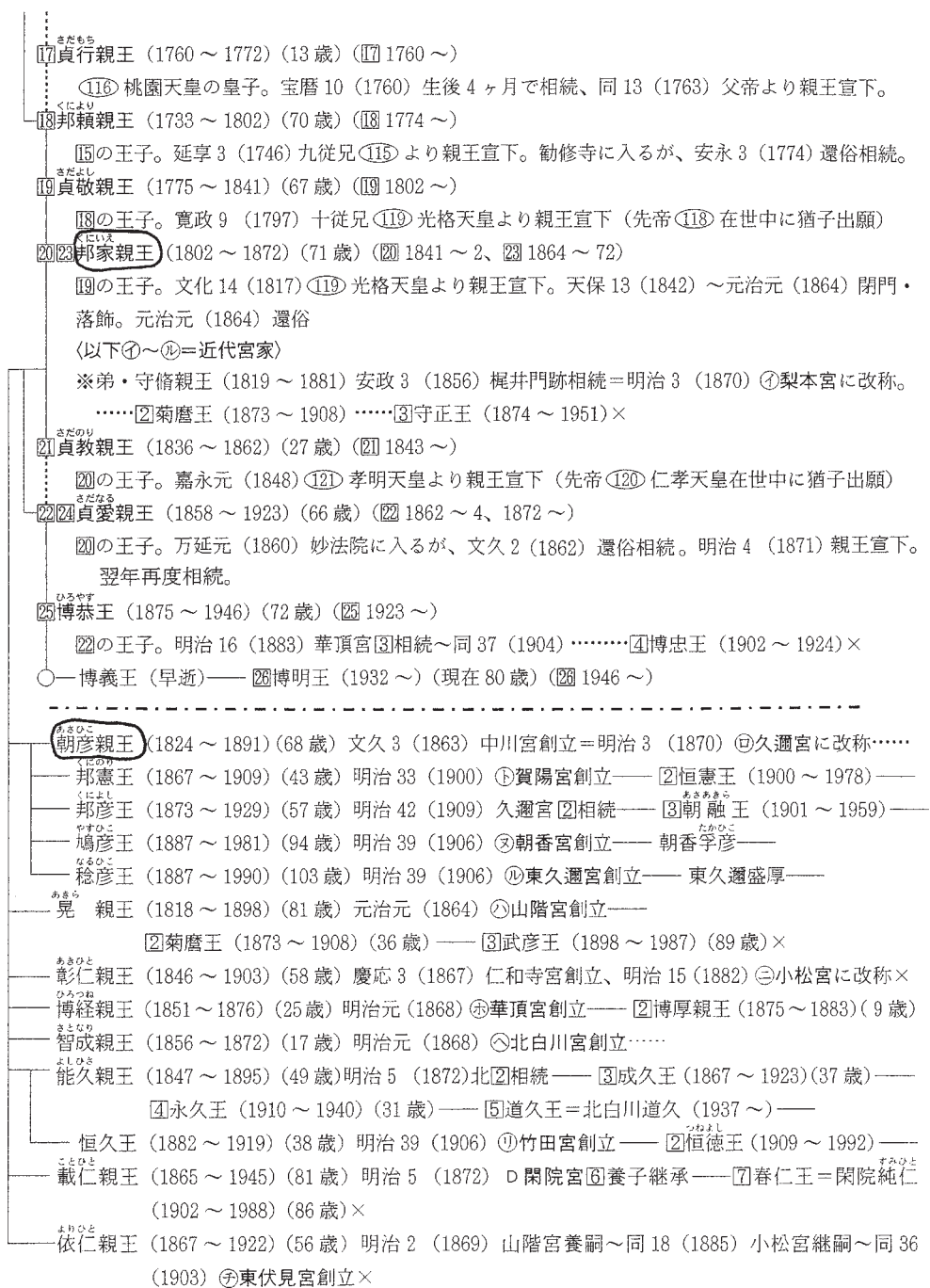
- ①好仁親王 (1603 ~ 1638) (36 歳) (Ⅰ 1625 ~) ※薨後 10 年間空主
 - ⑩7 後陽成天皇の皇子。慶長 10 (1605) 親王宣下。寛永 2 (1625) 高松宮を創設
- ②良仁親王 (1637 ~ 1685) (49 歳) (Ⅱ 1647 ~ 1653) ※踐祚により 4 年間空主
 - ⑩8 後水尾天皇の皇子。慶安元 (1648) 親王宣下。承応 2 (1653) 皇位継承 = 後西天皇
- ③幸仁親王 (1656 ~ 1699) (44 歳) (Ⅲ 1667 ~)
 - ⑩11 後西天皇の皇子。寛文 9 (1669) 親王宣下。同 12 (1672) 有栖川宮と改称
- ④正仁親王 (1694 ~ 1716) (23 歳) (Ⅳ 1699 ~)
 - ⑩3 の王子。宝永 5 (1708) ⑩13 東山天皇の猶子。親王宣下。
- ⑤職仁親王 (1713 ~ 1769) (57 歳) (Ⅴ 1716 ~)
 - ⑩12 靈元天皇の皇子。享保 11 (1726) 親王宣下。和歌・書道の師範
- ⑥織仁親王 (1753 ~ 1820) (68 歳) (Ⅵ 1769 ~ 1812)
 - ⑩5 の王子。宝暦 6 (1756) ⑩16 桃園天皇の猶子。同 13 (1763) 親王宣下。文化 9 (1812) 落飾
- ⑦韶仁親王 (1794 ~ 1845) (61 歳) (Ⅶ 1812 ~)
 - ⑩6 の王子。文化 4 (1807) ⑩19 光格天皇の猶子。同 5 (1808) 親王宣下
- ⑧熾仁親王 (1812 ~ 1886) (75 歳) (Ⅷ 1845 ~ 1871)
 - ⑩7 の王子。文政 5 (1822) ⑩20 仁孝天皇の猶子。同 6 (1823) 親王宣下。明治 4 (1871) 隠居。
- ⑨熾仁親王 (1835 ~ 1895) (61 歳) (Ⅸ 1871 ~)
 - ⑩8 の王子。嘉永 2 (1849) 親王宣下。明治元 (1868) 東征大総督
- ⑩威仁親王 (1862 ~ 1913) (52 歳) (Ⅹ 1895 ~)
 - ⑩8 の王子。明治 11 (1878) 親王宣下。兄⑨の継嗣。明治 41 (1908) 継嗣裁仁王早逝。
大正 2 (1913) ⑩薨去により絶家。高松宮宣仁親王が祭祀継承。



B 桂宮家

- ① ^{としひと}智仁親王 (1579～1629) (51歳) (Ⅰ 1590～)
 ⑩⁶ 正親町天皇の皇孫。天正 18 (1590) 八条宮創設。同 19 (1591) 親王宣下。
- ② ^{としただ}智忠親王 (1619～1662) (44歳) (Ⅱ 1629～)
 ①の王子。寛永元 (1624) ⑩⁸ 後水尾天皇の猶子。同 3 (1626) 親王宣下。
- ③ ^{やすひと}穩仁親王 (1643～1665) (23歳) (Ⅲ 1662～)
 ⑩⁸ 後水尾天皇の皇子。承応 3 (1654) ②の養嗣。明暦元 (1655) 親王宣下。
- ④ ^{おさひと}長仁親王 (1655～1675) (21歳) (Ⅳ 1666～)
 ⑪¹¹ 後西天皇の皇子。寛文 6 (1666) ③前年薨により養継。同 9 (1669) 親王宣下。
- ⑤ ^{なおひと}尚仁親王 (1670～1689) (20歳) (Ⅴ 1675～)
 ⑪¹¹ 後西天皇の皇子。延宝 3 (1675) ④遺言により養継。貞享元 (1684) 親王宣下。
- △ ^{さくみや}作宮 (1689～1692) (4歳) ※代数外
 ⑪¹² 靈元天皇の皇子。元禄 2 (1689) ⑤薨去により養継。親王宣下のないまゝ薨去。
- ⑥ ^{あやひと}文仁親王 (1680～1711) (32歳) (Ⅵ 1696～)
 ⑪¹² 靈元天皇の皇子。元禄 10 (1697) 親王宣下。東山天皇の勅旨により京極宮と改称。
- ⑦ ^{やかひと}家仁親王 (1703～1767) (65歳) (Ⅶ 1711～1754)
 ⑥の王子。宝永 5 (1708) ⑪¹³ 東山天皇の猶子。翌年親王宣下。
- ⑧ ^{きんひと}公仁親王 (1733～1770) (38歳) (Ⅷ 1754～) ※1789 から 2 年間空主
 ⑦の王子。寛保 2 (1742) 東山天皇の猶子。延享 2 (1745) 親王宣下。
 明和 7 (1770) 薨後 20 年近く妃源寿子（紀州徳川宗直の娘）家主として宮家維持。
- ⑨ ^{たけひと}盛仁親王 (1810～1811) (2歳＝満 11 ヶ月) (Ⅸ 1810～) ※1811 から 22 年間空主。
 ⑪¹⁹ 光格天皇の皇子。文化 8 (1811) 親王宣下。光格天皇の勅旨により桂宮と改称。
- ⑩ ^{みさひと}節仁親王 (1833～1836) (4歳＝満 2歳 4 ヶ月) (Ⅹ 1835～) ※1836 から 26 年間空主。
 ⑫²⁰ 仁孝天皇の皇子。天保 7 (1836) 親王宣下。
- ⑪ ^{すみこ}淑子内親王 (1829～1881) (53歳) (Ⅺ 1862～)
 ⑫²⁰ 仁孝天皇の皇女。天保 13 (1842) 内親王宣下。慶応 2 (1866) 准三宮宣下。
 明治 14 (1881) 10 月、当主淑子内親王が未婚のまま薨去により絶家。





(×は既に絶家)

四親王家と近現代宮家の継承次第

A 伏見宮家

- ①^{ふしひと} 栄仁親王 (1351～1416) (66歳) (Ⅰ) 1368か～1398)
- ①^{北3} 崇光天皇の皇子。応安元(1368)叔父①^{北4} 後光厳天皇より親王宣下。応永5(1398)出家。
- ②^{はるひと} 治仁王 (1381～1417) (37歳) (Ⅱ) 1417)
- ①の王子。応永24(1417)再従兄①^{〇〇} 後小松上皇より勅許され宮家継承。8日後に薨去。
- ③^{さだまさ} 貞成親王 (1372～1456) (85歳) (Ⅲ) 1417～)
- ①の王子。応永32(1425)再従弟①^{〇〇} 後小松上皇より親王宣下、「伏見宮」と号す。
※正長元(1428)①^{〇1} 称光天皇の崩御により、③貞成親王の王子彦仁王が後小松上皇の猶子となり踐祚(①^{〇2} 後花園天皇)
- ④ 貞常親王 (1425～1474) (50歳) (Ⅳ) 1456～)
- ③の王子。文安2(1444)同母兄①^{〇2} 後花園天皇より親王宣下、康生2(1456)永世称下賜。
- ⑤ 邦高親王 (1456～1532) (77歳) (Ⅴ) 1474～)
- ④の王子。文明6(1474)従兄①^{〇3} 後土御門天皇の猶子となり親王宣下、永正13(1516)出家
- ⑥^{さだあつ} 貞敦親王 (1488～1572) (85歳) (Ⅵ) 1516～1545)
- ⑤の王子。永正元(1504)再従兄①^{〇4} 後柏原天皇より親王宣下(猶子)。天文14(1545)出家。
- ⑦^{くにすけ} 邦輔親王 (1513～1563) (51歳) (Ⅶ) 1545～)
- ⑥の王子。享祿4(1531)三従兄①^{〇5} 後奈良天皇の猶子となり翌年親王宣下。
- ⑧ 貞康親王 (1547～1568) (22歳) (Ⅷ) 1563～)
- ⑦の王子。永祿6(1563)四従兄①^{〇6} 正親町天皇の猶子となり親王宣下。
- ⑨^{くにのぶ} 邦房親王 (1566～1621) (56歳) (Ⅷ) 1568～1613)
- ⑧の王子。永祿11(1568)父薨により相続。天正3(1575)親王宣下。慶長18(1613)家督譲渡。
- ⑩ 貞清親王 (1595～1654) (60歳) (Ⅹ) 1613～)
- ⑨の王子。慶長4(1599)五従兄①^{〇7} 後陽成天皇の猶子となり、同10(1605)親王宣下。
- ⑪^{くになり} 邦尚親王 (1613～1653) (41歳) (Ⅺ) ?)
- ⑩の王子。寛永3(1626)六従兄①^{〇8} 後水尾天皇より親王宣下。父に先立ち薨去。
- ⑫ 邦道親王 (1641～1654) (14歳) (Ⅻ) 1653～)
- ⑩の王子。慶安2(1649)①^{〇8} 後水尾上皇の猶子となり親王宣下。
- ⑬^{さだゆき} 貞致親王 (1632～1694) (63歳) (Ⅼ) 1654～)
- ⑪の王子。万治3(1660)七従弟①^{〇9} 後光明天皇より親王宣下。元祿7(1694)①^{〇8} の猶子。
※寛文5(1665)相続御礼に江戸下向(以後恒例)
- ⑭ 邦永親王 (1676～1726) (51歳) (Ⅽ) 1694～)
- ⑬の王子。天和3(1683)七従兄①^{〇9} 霊元天皇の猶子となり、元祿8(1695)親王宣下。
- ⑮^{さだたけ} 貞建親王 (1700～1754) (55歳) (Ⅾ) 1726～)
- ⑭の王子。宝永5(1708)八従兄①^{〇9} 東山天皇の猶子となり、翌年親王宣下。
- ⑯ 邦忠親王 (1731～1759) (29歳) (Ⅿ) 1754～)
- ⑮の王子。寛保2(1742)九従兄①^{〇9} 桜町天皇の猶子となり、翌年親王宣下。

⑧ 傍系皇族の臣籍降下

- ① 明治 40 年（1907）皇室典範増補：1「王は勅旨又は情願により家名賜ひ華族に列せしむ……」
 2「王は勅許に依り華族の家督相続人となり、又は……華族の養子となることを得」
 6「皇族の臣籍に入りたる者は、皇族に復することを不得」（君臣の分義）
- ② 大正 9 年（1920）「皇族の降下に関する施行準則」：「皇玄孫（4 世親王）の子孫たる王……
 長子孫の系統四世以内（5 世～8 世）を除くの外（9 世以下）勅旨により家名を賜ひ華族に列す」
 ※ 付則「但……故（伏見宮 20）邦家親王の子を 1 世（特例 1 世王）とし実系により之を算す」
 ※ 特例 2 世・3 世：：ほぼ明治・大正生まれ。特例 4 世：ほぼ昭和戦前生まれ
- ③ 昭和 22 年（1947）10 月、GHQ の皇室財産凍結強制により 11 宮家 51 名（男 26・女 25）皇籍離脱

IV 現存宮家の相続と新宮家の創設

- ⑨ 法的制約 ④ 旧制約：① 旧典範増補では、旧皇族（臣籍降下者）の復籍不可
 ② 旧降下準則では、特例限外の 5 世以下すべて臣民
 ③ 新制約：1 皇位に準じて宮家も「皇統に属する男系の男子」（嫡子）しか相続できない
 9 内廷も宮家も「養子をする（取る・出す）ことができない」
 12 皇族女子は一般男子と結婚すれば皇室に留まることができない。
- ※ 1・9 により既に秩父・高松宮の両家が廃絶、やがて常陸宮家も桂宮家も存続不可となる。
 12 により傍系の三笠宮家・高円宮家だけでなく、直宮の秋篠宮も皇太子家も継承不可能となる。

⑩ 制度改正

- ③ 旧皇族の皇籍復帰（①否定）か、その男子孫の皇籍取得（②否定）、
 その再生皇族による継子のない宮家の養子継承（9 改正）と男性宮家の増設
- ※ ⑥系の旧 11 宮家中、65 年後（平成 24 年）現在の特例 4 世当主 6 名（83・80・75・72・69・67 歳）
 ※ 旧宮家子孫の未婚男子 9 名（特例 5 世代 50・37・36・32・31 歳／特例 6 世代 16・14・6・2 歳）
 ※ ⑦系の旧 4 宮家⑧準則を内親王子孫（女系）にも適用すれば 4 世代に未婚男子数名（30 歳代）
- ④ 皇族女子（内親王・女王）を当主とする女性宮家の創設（12 改正）。
 その子孫による女系宮家の継承
- (i) 皇族女子は全員創設可能とし、本人の意向と当代の事情により皇室会議の議を経て辞退承認
 (ii) 皇族女子と結婚する一般男子（入夫）も、その子孫も皇族（継承は男子優先、次子以下は順次離脱）
- ※ 「皇室会議」の責任重大：天皇・皇族のご意向を慎重に推測し入夫の詮議に万全を期する。
 ※ 一代宮家（入夫と子孫を皇族としない）では、妻と夫・母と子が別籍となり宮家も継続しない
 ※ 皇族身分の離脱後「特旨により……内親王・女王の称を有せしむる」（旧典範 44）事例は例外的

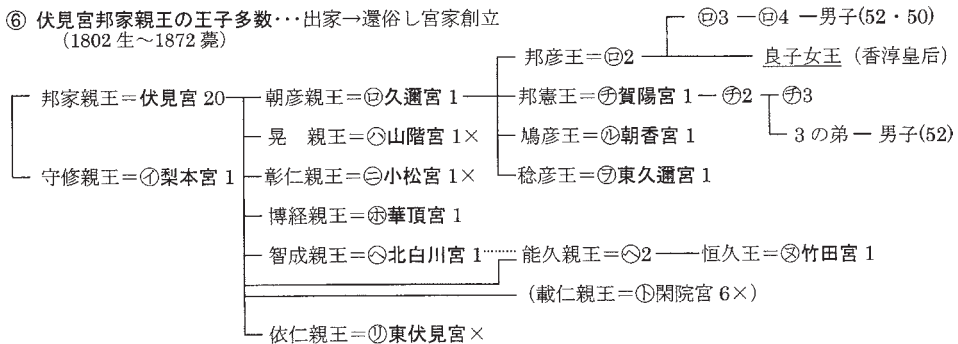
参考拙著：『皇位継承のあり方－女性・母系天皇は可能か－』（平成 18 年、PHP 新書）
 『皇室典範と女性宮家－なぜ皇族女子の宮家が必要か－』（平成 24 年、勉誠出版）

〈追加〉所 功編『日本の宮家と女性宮家』（平成 24 年、新人物往來社）
 市村真一博士との対談「皇統の永続のために」（同氏『皇室典範を改正しなければ宮家が無くなる』藤原書店所収）

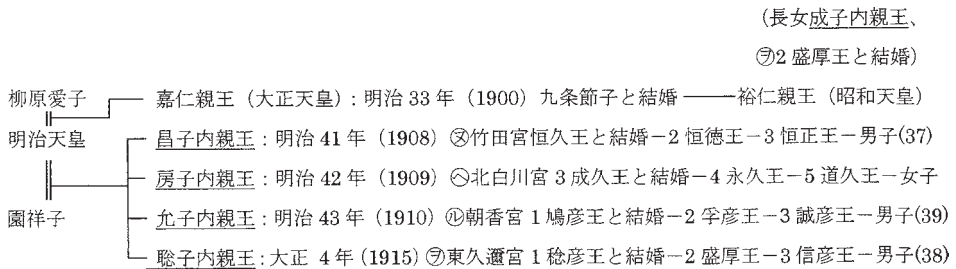
- ④ 四親王家 {
- ⑤ 伏見宮家… (1) 崇仁親王 (1368 親王宣下) ~ (20) 邦家親王 (1817 親王宣下) ~ (26) △
 - ⑥ 桂宮家… (1) 智仁親王 (1591 親王宣下) ~ (11) 淑子内親王 (1842 内親王宣下) ×
 - ⑦ 有栖川宮家… (1) 好仁親王 (1605 親王宣下) ~ (10) 威仁親王 (1878 親王宣下) ×
 - ⑧ 閑院宮家… (1) 直仁親王 (1718 親王宣下) ~ (6) 載仁親王 (1878 親王宣下) ~ (7) ×
- ※ 宮家出身の皇位継承者… ⑤から後花園天皇 (1428)、⑥から後西天皇 (1654)、⑧から光格天皇 (1779)

- ⑤ 桂宮家の継承… 10代のうち、実子3例 (2 智忠、7 家仁、8 公仁)、養子7例 (皇子、3 稔仁、4 長仁、5 尚仁、6 文仁、9 盛仁、10 節仁/皇女、11 淑子)。※ 11代のうち嫡子1：庶子10
- ※ 淑子内親王… 文化12年 (1829) 1月、仁孝天皇と典侍甘露寺妍子の間に誕生 (幼称敏宮)。
 天保11年 (1840) 閑院宮5代愛仁親王 (23) と婚約 (2年後薨去)、同13年 (1842) 内親王宣下 (淑子)。
 安政元年 (1859) 4月の大火により異母弟孝明天皇 (29歳) 桂宮邸宅に避難 (翌年還御)。
 万延元年 (1860) 異母妹和宮淑子内親王 (15歳) 桂宮邸に仮居の間、將軍徳川家茂への降嫁勅定。
 文久元年 (1861) 12月、桂宮邸へ淑子内親王 (33歳) 入居。翌2年10月、同家の諸大夫から桂宮家相続申請 (孝明天皇勅許)。翌3年 (1862) 4月、淑子内親王 (35歳) が桂宮 11代当主に就任。
 慶応2年 (1866) 4月、淑子内親王、一品・准后宣旨 (桂准后宮、孝明天皇女御九条夙子より上席)。
 明治14年 (1881) 10月、京都で薨去 (53歳) により絶家。
 詳伝：宮内省編『四親王家実録・桂宮実録・淑子内親王』3冊 (No.75362~4)

III 近代の傍系 (伏見宮系) 宮家の特色



⑦ 明治天皇 4内親王の降嫁宮家



宮家の来歴と今後の在り方に関する参考資料

(京都産業大学名誉教授・モラロジー研究所研究主幹) 所 功

I 皇室(天皇・皇族)の制度と構成

① 現行の天皇(皇室)制度

日本国憲法 1 「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって…」

2 「皇位は世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところに基づき、これを継承する。」

皇室典範 1 「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」(2. 直系>長系優先、庶子否定)

9 「天皇及び皇族は、養子をする(取る・出す)ことができない」

12 「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」

皇室経済法 4 「内廷費は、天皇並びに皇后…皇太子、皇太子妃…及び内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てる…」

6 「皇族費は、(内廷以外の宮家)皇族としての品位保持の資に充てる…」(その三「独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする」)

② 皇室構成者の現状と将来

内廷 5 方：天皇陛下(78)・皇后陛下(77)／皇太子徳仁親王(52)・同妃(48)／a 愛子内親王(10)宮家 6 家：秋篠宮家…文仁親王(46)・同妃(45)／b 眞子内親王(20)・c 佳子内親王(17)・悠仁親王(5)

常陸宮家…正仁親王(76)・同妃(71) ※ 御子なし

※ [秩父宮家] [高松宮家] (ともに御子なく廃絶)

三笠宮家…崇仁親王(96)・同妃(89)

寛仁親王家…[寛仁親王(66)]・同妃(57)／d 彬子女王(30)・e 瑠子女王(28)

桂宮家…宣仁親王(64) ※ 独身

高円宮家…[憲仁親王(47)] 同妃(58)／f 承子女王(26)・g 典子女王(23)・h 絢子女王(21)

※ 三笠宮系に、男子(親王) 3 名おられたが、既に 2 名薨去、1 名独身。

孫の 5 名すべて女子(女王)…現行のままなら将来結婚により皇籍離脱(絶家?)

20 年後：天皇(98)・皇太子(72)・文仁親王(66)・悠仁親王(25)…男系男子により皇位継承可能

皇族女子 a(30)／b(40)・c(37)／d(50)・e(48)／f(46)・g(43)・h(41)

II 近世の世襲宮家(四親王家)の継承

③ 直宮以外の傍系宮家も世襲可能な要因

(イ) 大宝以来の令制では天皇の皇子(皇女)・兄弟(姉妹)のみ親王(内親王)→平安以降、何世の王(女王)でも当代天皇の猶子(名目養子)となり親王宣下を受けることになった。

(ロ) 当主と正室の間に嫡子がなければ側室の庶子でも継嗣に充て(嫡子 15 : 庶子 36)、また庶子もなければ天皇の皇子か他の宮家の王子を継嗣に迎えられた(「四親王家の継承次第」系図参照)。

皇族女子を当主とする宮家の設立とその在り方

（京都産業大学名誉教授・モラロジー研究所教授）所 功

要 旨

- (1) 現行の憲法に「皇位は世襲」と規定され、皇室典範に皇位継承の有資格者は「皇統に属する男系の男子」と限定されている。この原則は、できるだけ維持する必要がある、しかも現在、三代先(次の次の次)まで維持可能な見通しが立っている。
- (2) しかし、三笠宮家に三名の男子がおられても、三男が47歳、長男も66歳で亡くなり、さらに次男は独身という現実を直視すると、決して楽観できない。皇位は皇統に属する皇族の継承こそ根本要件であり、将来的に女子・母系の可能性も開く必要がある。
- (3) しかも現行の典範は、庶子の継承を否認し、皇族の養子を禁止し、皇族女子の宮家設立を否定している。そのため、現行の宮家は早晚全滅し、将来、悠仁親王の周囲に若い皇族が皆無となるかもしれない。従って、そうならないよう、今あらゆる工夫努力を要する。
- (4) 念のため、宮家の歴史を振り返ると、嫡子も庶子も当代天皇の猶子（名目養子）となり親王宣下を蒙れば、宮家を相続（世襲）することができた。また桂宮家では、幕末に男子の猶子を得られないため、皇女（淑子内親王）を当主に迎えた実例がある。
- (5) ついで近代の宮家は、ほとんど伏見宮家の20代邦家親王から分立している。そのうち、北白川・竹田・朝香・東久邇の4宮家には、明治天皇の4内親王が降嫁され、さらに久邇宮家から女王が入内されているから、この5宮家は、母方を通して現皇室と血縁が近い。
- (6) そこで、皇族の確保には、上記5宮家の子孫が皇籍を取得する案も検討に値する。しかし、それ以上に必要なことは、現在未婚の皇族女子（30～10歳）が結婚により当主となる女性宮家の設立・相続も可能とする典範改正（12条の削除など）を実現することである。
- (7) その場合、女性宮家の範囲は、内親王（現3名）も女王（現5名）も全員可能とした上で、典範の原則にもある長系・長子を優先しながら、本人の意向や当代の事情を考慮して、皇室会議の議により辞退することもできる運用を工夫する必要がある。
- (8) また皇族女子と結婚する一般男子は（旧宮家・旧華族の子孫が望ましいけれども、適任の純日本人であればよい）、入夫として皇族になる。さらに、その子孫も皇族として宮家を相続するが、長系・長子以外は順次皇籍を離れるようにして適宜調整する必要もある。
- (9) なお、皇族女子が皇籍を離れた後も内親王・女王の称号を尊称とすれば、皇族と国民の区別が曖昧になる一因となろう。しかし、元内親王・元女王は、皇室の多様な活動を外から支え助けることができる公的な任務と待遇を検討する必要もあると思われる。